

公布した条例一覧

公布番号	条例名
44	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
45	杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
46	杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
47	杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
48	杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
49	杉並区立公園条例の一部を改正する条例
50	杉並区議会個人情報の保護に関する条例

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第44号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の122の6の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の122の7の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

## 杉並区条例第45号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「利用開始前に児童相談所等において乳幼児の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条第1項の健康診査をいう。以下同じ。）（以下「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が前項に規定する利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断」に、「当該利用開始時の健康診断」を「当該健康診断」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「当該健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第2条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携

型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

第50条中「)」と」の次に「、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「第33条の10第1項各号」と」を加える。

第3条 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第4条 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条第1項の健康診査をいう。以下同じ。）</u>（以下「健康診断等」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断</u>_____の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>当該健康診断</u>_____の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、<u>当該健康診断等</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>利用開始前に児童相談所等において乳幼児の健康診断</u>_____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が前項に規定する利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等に</u></u></p>

<p>の結果を把握しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>	<p><u>における乳幼児の利用開始前の健康診断</u> の結果を把握しなければならない。</p> <p>3及び4 略</p>
---------------------------------------	---

第2条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条、第9条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 第8条、第9条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準</p>

用する。この場合において、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）とあるのは「第33条の10第1項各号」と読み替えるものとする。

第3条による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

第4条による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

## 杉並区条例第46号

### 杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雜則（第21条—第27条）

#### 附則

第2条第1項第3号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第4号中「杉並区」の次に「（以下「区」という。）」を加え、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「本拠地」を「本拠」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

（6） 遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しな

い者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行業者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。)その他の任命権者が定める者(以下この号において「旅行業者等」という。)であつて、区と旅行役務提供契約(旅行業者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 家族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第4項中「杉並区」を「区」に改め、同条第5項中「者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、その出発前に」を「者が、」に、「を取り消され」を「の変更(取消し)を含む。以下同じ。)を受け」に、「において」を「その他任命権者が定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた金額」を「なる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるもの」に改め、同条第6項中「できる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関の事故又は」を「できる者が、旅行中に」に、「やむを得ない」を「任命権者が定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を

旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「（取消しを含む。以下同じ。）」を削る。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に改め、同条ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第13条までを削る。

第13条の2第1項中「旅行者又は」を「旅行者若しくは」に改め、「もの」の次に「又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第7条とする。

第2章及び第3章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必

要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最下級の直近上位の級)、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

### 第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜につき2,400円、外国旅行にあつては一夜につき5,400円を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

### 第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任（内国旅行に限る。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許

可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たつては、この条例の規定により他の旅費の種目として支給を受ける費用その他の旅費又は旅費に相当する金額として支給することが適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

### 第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となつた日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となつた日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅

費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

（2） 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費

（3） 第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給す

ることとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）

第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第4章を削る。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区職員の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）第3条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。) 以後に職員が退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。) となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に職員が退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の杉並区職員の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 改正後の旅費条例第26条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

5 杉並区長等の給与等に関する条例(昭和32年杉並区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項中「種類」を「種目及びその内容」に、「により、その額は、別表第2による」を「による」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

第4条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

6 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年杉並区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「その額」を「その内容」に、「杉並区長等の給与等に

に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする」を「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

第7条第3項中「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）」を「旅費条例」に改める。

7 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「種類」を「種目及びその内容」に、「により、その額は、旅費条例中6級の職務にある者の旅費相当額とする」を「による」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

8 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊

手当及び渡航雑費」に、「その額」を「その内容」に、「中6級の職務にある者の旅費相当額とする」を「の適用を受ける職員の例による」に改め、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

9 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「・船賃・航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料」を「、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

10 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」に、「その額」を「その内容」に、「杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする」を「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につ

き国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

第5条第3項中「杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）」を「旅費条例」に改める。

1.1 杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭し、又は公聴会に参加した場合においては、支給しない。

第3条第2項中「種類」を「種目」に、「・船賃・航空賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は旅行雑費を6,000円、その他について」を「、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額」に改め、同条第3項ただし書を削る。

1.2 杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「・船賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料」を「、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「その額は」を「その額は、」に改める。

1.3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

1.4 杉並区建築審査会条例（昭和58年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「費用弁償」の次に「の種目」を加え、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は旅行雑費を6,000円、その他について」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額」に改め、同条第3項ただし書を削る。

15 改正後の旅費条例、附則第5項の規定による改正後の杉並区長等の給与等に関する条例、附則第6項の規定による改正後の杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、附則第7項の規定による改正後の杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、附則第8項の規定による改正後の杉並区監査委員の給与等に関する条例、附則第9項の規定による改正後の杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第10項の規定による改正後の杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第11項の規定による改正後の杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例、附則第12項の規定による改正後の杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例、附則第13項の規定による改正後の杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例及び前項の規定による改正後の杉並区建築審査会条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 杉並区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<u>目次</u>	<u>目次</u>
<u>第1章 総則（第1条—第7条）</u>	<u>第1章 総則（第1条—第13条の2）</u>
<u>第2章 旅費の種目及び内容</u>	<u>第2章 内国旅行の旅費（第14条—第27条の2）</u>
<u>第1節 通則（第8条）</u>	<u>第3章 外国旅行の旅費（第28条—第36条の2）</u>
<u>第2節 交通費（第9条—第12条）</u>	<u>第4章 雜則（第37条—第39条）</u>
<u>第3節 宿泊費等（第13条—第15条）</u>	<u>附則</u>
<u>第4節 転居費等（第16条—第18条）</u>	
<u>第5節 その他の種目（第19条・第20条）</u>	
<u>第3章 雜則（第21条—第27条）</u>	
<u>附則</u>	
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合は、その住所、居所その他旅行命令	(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については
	二、その住所又は居所

権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。

（4）赴任 杉並区（以下「区」という。）の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。

（5）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員\_\_\_\_\_又はその遺族が生活の本拠となる地に旅行することをいう。

（6）遺族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互

\_\_\_\_\_）を離れて旅行することをいう。

（4）赴任 杉並区\_\_\_\_\_の要請に基づいて国若しくは他の地方公共団体等を退職し、引き続いて採用された職員若しくは任命権者があらかじめ人事委員会と協議して指定した職に充てるため採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行し、又は住所若しくは居所を移転する者で任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められたものが、移転のため旅行することをいう。

（5）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の本拠地となる地に旅行することをいう。

（6）扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であ

いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（7）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の任命権者が定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、区と旅行役務提供契約（旅行業者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（8）家族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員

り、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

（7）遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡の当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

と生計を一にするものをいう。

(9) 略

(旅費の支給)

第3条 略

2及び3 略

(8) 略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）第5条第1項第1号アに規定する行政職給料表（一）（以下「行政職給料表（一）」という。）により定められた当該級の職務をいい、行政職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける者、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第7条に規定する給料表の適用を受ける者及び杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）第6条に規定する給料表の適用を受ける者については、任命権者が人事委員会と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、市町村の地域（特別区の存する区域にあつてはその全地域）をいい、外国にあつては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「近接地」という場合には、別表第1に定める地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2及び3 略

- |   |   |
|---|---|
| 4 職員が、 <u>区</u> の機関の依頼又は要<br>求に応じ、公務の遂行を補助するた<br>め、証人、鑑定人、参考人、通訳等と<br>して旅行した場合には、その者に対<br>し、旅費を支給する。  | 4 職員が、 <u>杉並区</u> の機関の依頼又は要<br>求に応じ、公務の遂行を補助するた<br>め、証人、鑑定人、参考人、通訳等と<br>して旅行した場合には、その者に対<br>し、旅費を支給する。  |
| 5 第1項、第2項及び前項の規定によ<br>り旅費の支給を受けることができる者<br>が、<br>_____  | 5 第1項、第2項及び前項の規定によ<br>り旅費の支給を受けることができる者<br>(その者の扶養親族の旅行について旅<br>費の支給を受けることができる場合に<br>は、当該扶養親族を含む。) が、その<br>出発前に次条第3項の規定により旅行<br>命令等を取り消され<br>_____、又は死亡した場合にお<br>いて_____、当該旅<br>行のため既に支出した金額_____             |
| _____次条第3項の規定により旅行<br>命令等の変更(取消しを含む。以下同<br>じ。)を受け、又は死亡した場合その<br>他任命権者が定める場合には、当該旅<br>行のため既に支出した金額_____<br>_____のうちその者の損失とな<br>る金額又は支出を要する金額で任命権<br>者が定めるものを旅費として支給する<br>ことができる。 | _____は、当該金額のうちその者の損失とな<br>った金額_____<br>_____を旅費として支給する<br>ことができる。   |
| 6 第1項、第2項及び第4項の規定に<br>より旅費の支給を受けることができる<br>者が、旅行中<br>_____  | 6 第1項、第2項及び第4項の規定に<br>より旅費の支給を受けることができる<br>者(その者の扶養親族の旅行について<br>旅費の支給を受けることができる場合<br>には、当該扶養親族を含む。)が、旅<br>行中交通機関の事故又は天災その他や<br>むを得ない事情により概算払を受けた<br>旅費額(概算払を受けなかつた場合<br>には、概算払を受けることができた<br>旅費額に相当する金額)の全部又は一 |

部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額

を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」といふ。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行わなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

## 4 及び 5 略

## 4 及び 5 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航手数料及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、実費額により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、実費額により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、実費額により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、内国旅行のうち近接地内の旅行にあつては実費額により、その他の旅行にあつては路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は

居所の移転について、定額により支給する。

1 1 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

1 2 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

1 3 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて 計算する。ただし、  
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により 旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は  
\_\_\_\_\_、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、  
公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超

える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

#### 第10条 削除

第11条 1日の旅行において、旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について、定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中において、職務の級の変更があったときは、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第13条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

（旅費の請求及び精算）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給

第13条の2 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者又は概算払に係る旅費の支給

を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、必要書類を提出しなかつたためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 略

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

#### (旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

#### (鉄道賃)

を受けた旅行者でその精算をしようとするもの\_\_\_\_\_

は、請求又は精算に必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「必要書類」という。）を当該旅費\_\_\_\_\_の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_のうち、必要書類を提出しなかつたためその旅費\_\_\_\_\_の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給\_\_\_\_\_を受けることができない。

2～4 略

## 第2章 内国旅行の旅費

### (近接地内旅費)

第14条 近接地内の旅行の旅費は、次に規定する旅費とする。

- (1) 鉄道賃、船賃及び車賃
- (2) 引き続く3時間以上の旅行の場合には、1日につき200円を超えない範囲内において、任命権者が定める額の旅行雑費
- (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金

(6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合に

には次に規定する宿泊料

ア 食事を提供しない公用の施設又は現場等に宿泊する場合には、第23条第1項の食卓料定額に相当する額

イ ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内の実費額

(4) 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所若しくは居所を移転した場合又は任命権者が人事委員会と協議して住所若しくは居所の移転を特に必要と認めて移転した場合には、別表第2の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の範囲内における実費額の移転料

2 前項第2号の規定にかかわらず、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりホテル、旅館等（区内の区立施設を除く。）に宿泊する場合の旅行雑費は、600円の定額とする。

第15条 削除

（近接地外旅費）

第16条 近接地外の旅行の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手

は、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

（2）寝台料金

（3）座席指定料金

（4）特別船室料金

（5）前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最下級の直近上位の級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶

当及び扶養親族移転料とする。

（鉄道賃）

第17条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

（1）乗車に要する運賃

（2）急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

（3）公務上の必要により寝台車を利用する場合には、前2号に規定する運賃及び急行料金のほか、任命権者が定める寝台料金

（4）公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合には、前3号に規定する運賃、急行料金及び寝台料金のほか、特別車両料金

（5）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃、急行料金、寝台料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、任命権者が人事委員会と協議して特別の事情があると認められる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場

により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第18条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸

金を必要とする場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金

(5) 公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の直近下位の級の運賃による。

(航空賃)

第19条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

(車賃)

第20条 車賃の額は、実費額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき20円とする。

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを

し渡す自家用自動車（外国における

これに相当するものを含む。）の賃

料その他の移動に直接要する費用

（4）前3号に掲げる費用に付随する  
費用

2 前項ただし書の場合には、全路程を  
通算して計算し、路程に1キロメート  
ル未満の端数を生じたときは、これを  
切り捨てる。

### 第3節 宿泊費等

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要  
する費用とし、その額は、地域の実情  
を勘案して、内国旅行にあつては一夜  
につき1万9,000円、外国旅行に  
あつては一夜につき5万9,000円  
を超えない範囲内で任命権者が定める  
額（次条において「宿泊費基準額」と  
いう。）とする。ただし、当該宿泊に  
係る特別な事情がある場合として任命  
権者が定める場合は、当該宿泊に要す  
る費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊  
に対する一体の対価として支払われる  
費用とし、その額は、当該移動に係る  
前節の規定による交通費の額及び当該  
宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とす  
る。

切り捨てる。

（旅行雑費）

第21条 旅行雑費の額は、1日につき  
2,200円の定額による。

2 宿泊を要しない旅行の場合における  
旅行雑費の額は、前項の規定にかかわ  
らず、600円の定額とする。

（宿泊料）

第22条 宿泊料の額は、宿泊先の区分  
に応じた別表第2の定額による。

2 宿泊料は、鉄道賃、船賃、航空賃若  
しくは車賃のほかに別に宿泊費を要す  
る場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃若  
しくは車賃を要しないが宿泊費を要す  
る場合に限り、支給する。

（食卓料）

第23条 食卓料の額は、1夜につき  
2,400円の定額による。

2 食卓料は、鉄道賃、船賃、航空賃若  
しくは車賃のほかに別に食費を要す  
る場合、又は鉄道賃、船賃、航空賃、車  
賃若しくは宿泊料を要しないが食費を  
要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第24条 移転料の額は、次に規定する  
額による。

（1）赴任の際扶養親族を移転する場  
合には、旧在勤地から新在勤地まで  
の路程に応じた別表第2の定額によ

## (宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜につき2,400円、外国旅行にあつては一夜につき5,400円を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

## 第4節 転居費等

### (転居費)

第16条 転居費は、赴任（内国旅行に限る。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

（1）運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（2）旅行役務提供者が家財の運送を行なう場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

（3）旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸

### る額

（2）赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

（3）赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が、職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

### （着後手当）

第25条 着後手当の額は、第21条第1項の旅行雑費定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第2の宿泊料定額の5夜分に相当する額によ

し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行いう場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たつては、この条例の規定により他の旅費の種目として支給を受ける費用その他の旅費又は旅費に相当する金額として支給することが適當でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居

る。

(扶養親族移転料)

第26条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の航空賃の実費額の2分の1に相当する額（3歳未満の者については、座席を利用し、利用証明書類を提出した場合に限る。）並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごと

している者に限る。以下この条において同じ。) の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

#### 第 5 節 その他の種目

##### （渡航雑費）

第 19 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

にその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の実費額の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第 24 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において、胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

##### （退職者等の旅費）

第 27 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費  
ア 退職等となつた日（以下「退職

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。

等の日」という。）にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの旅費

（2）職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第27条の2 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

（1）職員が出張中に死亡した場合は、死亡地から居住地までの往復に要する旅費

（2）職員が赴任中に死亡した場合は、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場

合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第26条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

### 第3章 外国旅行の旅費

#### (本邦通過の場合の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となつた日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となつた日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した

第28条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの旅行雑費及び食卓料又は本邦に到着した日までの旅行雑費及び食卓料については、本章に規定するところによる。

#### (鉄道賃)

第29条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、

旅費

- (2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

- 第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

- ア 職員が出張中に死亡した場合は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃

- ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃
- イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、急行料金又は寝台料金

(船賃)

第30条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区

イ 職員が赴任中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費

(3) 第3条第2項第5号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各

分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃の範囲内で任命権者が定める運賃（最下級の運賃による場合を除く。）

ア 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の運賃

イ アの最上級の運賃を更に4以上に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、4級以下の職務にある者については5級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

ウ アの最上級の運賃を更に3に区分する船舶による旅行の場合は、5級以上の職務にある者については中級の運賃、4級以下の職務にある者については下級の運賃

エ アの最上級の運賃を更に2に区分する船舶による旅行の場合は、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により、あらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場

条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

#### （旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は

合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室の利用に要した運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、寝台料金（航空賃及び車賃）

第31条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）の範囲内の実費額による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

(3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席の利用に要した運賃

2 車賃の額は、実費額による。

（旅行雑費、宿泊料及び食卓料）

第32条 旅行雑費及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第3の定額による。

2 食卓料の額は、別表第3の定額による。

3 第22条第2項及び第23条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及

当該旅行の性質上困難である場合に  
は、人事委員会と協議して定める旅費  
を支給することができる。

(旅費の特例)

第25条 旅行命令権者は、職員について  
て労働基準法（昭和22年法律第49  
号）第15条第3項若しくは第64条  
の規定に該当する事由がある場合にお  
いて、この条例の規定による旅費の支  
給ができないとき又はこの条例の規定  
により支給する旅費が同法第15条第  
3項若しくは第64条の規定による旅  
費に満たないときは、当該職員に対  
し、これらの規定による旅費に相当す  
る金額又はその満たない部分に相当す  
る金額を、旅費として支給するものと  
する。

(旅費の返納)

第26条 支出担当者等は、旅行者又は  
旅行役務提供者がこの条例又はこれに  
基づく命令の規定に違反して旅費の支  
給又は旅費に相当する金額の支払を受  
けた場合には、当該旅費又は当該金額  
を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく  
命令の規定に違反して旅費の支給を受  
けた場合には、支出担当者等は、前項  
に規定する返納に代えて、当該支出担  
当者等がその後においてその者に対し

び食卓料について準用する。

第33条 削除

(渡航手数料)

第34条 渡航手数料の額は、旅行者の  
予防注射料、旅券の交付手数料及び査  
証手数料、外貨交換手数料、空港旅客  
サービス施設使用料並びに入出国税の  
実費額による。

(死亡手当)

第35条 死亡手当の額は、第3条第2  
項第5号の規定に該当する場合（死亡  
地が本邦である場合を除く。）には、  
別表第3の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に  
該当し、かつ、その死亡地が本邦である  
場合において同号の規定により支給  
する死亡手当の額は、前項の規定にか  
かわらず、第27条の2第1項第1号  
の規定に準じて計算した旅費の額によ  
る。

3 遺族が前2項に規定する死亡手当の  
支給を受ける順位は、第27条の2第  
2項の規定を準用する。

(外国の同一地域内旅行の旅費)

第36条 外国の同一地域内における旅  
行については、鉄道賃、船賃及び車賃  
は、支給しない。ただし、公務上の必  
要又は天災その他やむを得ない事情に  
より、鉄道賃、船賃又は車賃を要する

支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

場合で、その実費額が、当該旅行について支給される旅行雑費額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第36条の2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日からの出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた地が本邦である場合において、

同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第27条第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### 第4章 雜則

##### (旅費の調整)

第37条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。

##### (旅費の特例)

第38条 旅行命令権者は、職員について

て労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給するものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めがあるもののほか、実施上必要な事項は、任命権者が定める。

附則第5項による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料及びその他の給与)	(給料及びその他の給与)
第2条 区長等の給料の額は、別表によることとし、その他の給与として地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。	第2条 区長等の給料の額は、別表第1によることとし、その他の給与として地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。
(旅費)	(旅費)
第3条 略	第3条 略
2 旅費の種目及びその内容は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年	2 旅費の種類は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年

杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例による

。ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

(給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等)

#### 第4条 略

2 地域手当の月額は、別表\_\_\_\_\_に規定する給料の月額(以下「給料月額」という。)に100分の14.5を乗じて得た額とする。

3 略

杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例により、その額は、別表第2による。

(給料、地域手当、通勤手当及び旅費の支給方法等)

#### 第4条 略

2 地域手当の月額は、別表第1に規定する給料の月額(以下「給料月額」という。)に100分の14.5を乗じて得た額とする。

3 略

附則第6項による改正(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償) 第7条 略 2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雜費の8種とし、その内容は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。	(費用弁償) 第7条 略 2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雜費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料_____の8種とし、その額_____は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする_____.ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、杉並区長等の給与等に関する条例の規定により区長が受けるべき額に相当する額とする。
3 旅費の支給方法は、旅費条例_____の適用を受ける職員の例	3 旅費の支給方法は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）の適用を受ける職員の例

による。

による。

附則第7項による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(旅費)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 旅費の<u>種目及びその内容</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による</p> <p>。ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 旅費の<u>種類</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により、その額は、旅費条例中6級の職務にある者の旅費相当額とする。</p> <p>ただし、内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第17条第1項第4号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合」と、第18条第1項第5号中「公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合」と、第21条第1項中「2,200円」とあるのは「3,000円」と、第23条第1項中「2,400円」とあるのは「3,</p>

000円と、別表第2中「13,100円」とあるのは「14,800円」と、「11,800円」とあるのは「13,300円」として、これらの規定を適用する。

## 附則第8項による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 旅費又は費用弁償の種目は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雜費</u>の8種とし、<u>その内容</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）<u>の適用を受ける職員の例</u>による<u>。</u>ただし、<u>旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国</u>の職員につき国</p>	<p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 旅費又は費用弁償<u>_____</u>は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雜費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料</u><u>_____の8種とし、その額</u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）<u>中6級の職務にある者の旅費相当額とする。</u>ただし、<u>内国旅行に係る旅費の額については、旅費条例第17条第1項第4号中「公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を利用する場合」とあるのは「特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合」と、第18条第1項第5号中「公務上の必要により第3号に規定する船舶で特別船室を利用する場合」とあるのは「第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴す</u></p>

家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額」とする。

るものを運行する航路による旅行をする場合」と、第21条第1項中「2,200円」とあるのは「3,000円」と、第23条第1項中「2,400円」とあるのは「3,000円」と、別表第2中「13,100円」とあるのは「14,800円」と、「11,800円」とあるのは「13,300円」として、これらの規定を適用する。

附則第9項による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償)	(費用弁償)
第4条 略	第4条 略
2 費用弁償の種目は、 <u>鉄道賃</u> 、 <u>船賃</u> 、 <u>航空賃</u> 、 <u>その他の交通費</u> 、 <u>宿泊費</u> 、 <u>包括宿泊費</u> 及び <u>宿泊手当</u> の7種とし、その額は、次に定めるところによる。	2 費用弁償_____は、 <u>鉄道賃</u> ・ <u>船賃</u> ・ <u>航空賃</u> ・ <u>車賃</u> ・ <u>旅行雑費</u> ・ <u>宿泊料</u> 及び <u>食卓料</u> の7種とし、その額は、次に定めるところによる。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略

附則第10項による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償)	(費用弁償)
第5条 略	第5条 略

2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その内容は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、旅費条例第9条第1項中「第2号から第6号まで」とあるのは「第3号及び第6号」と、第10条第1項中「第2号から第5号まで」とあるのは「第3号及び第5号」と、第13条中「地域の実情を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき1万9,000円、外国旅行にあつては一夜につき5万9,000円を超えない範囲内で任命権者が定める額」とあるのは「国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額とする。

3 旅費の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

2 費用弁償\_\_\_\_\_は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の8種とし、その額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の規定により副区長が受けるべき額に相当する額とする\_\_\_\_\_。

3 旅費の支給方法は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号）の適用を受ける職員の例による。

附則第11項による改正（杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償)  第3条 参考人等が出頭し、又は公聴会に参加したときは、その費用を弁償する。 <u>ただし、区から給料を受ける職にある者で、その職務に関連して出頭し、又は公聴会に参加した場合においては、支給しない。</u>	(費用弁償)  第3条 参考人等が出頭し、又は公聴会に参加したときは、その費用を弁償する。
2 費用弁償の <u>種目</u> は、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雜費の8種</u> とし、その額 <u>は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。</u>	2 費用弁償の <u>種類</u> は、 <u>鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・旅行雜費・宿泊料及び食卓料の7種</u> とし、その額は <u>旅行雜費を6,000円、その他については、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。</u>
3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。	3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。 <u>ただし、旅行雜費の減額に関する規定は、適用しない。</u>

附則第12項による改正（杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(費用弁償)	(費用弁償)
第3条 略	第3条 略
2 前項の費用弁償の <u>種目</u> は、 <u>鉄道賃、</u>	2 前項の費用弁償 <u>は、鉄道賃・</u>

船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の6種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。

船賃・車賃・旅行雑費・宿泊料及び食卓料の6種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。

附則第13項による改正（杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（費用弁償）	（費用弁償）
第4条 略	第4条 略
2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。	2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。
3 略	3 略

附則第14項による改正（杉並区建築審査会条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（委員以外の者の費用弁償等）	（委員以外の者の費用弁償等）
第7条 略	第7条 略
2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包	2 費用弁償_____は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び

括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種とし、その額は、  
杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

4 略

食卓料の7種とし、その額は旅行雑費を6,000円、その他については、杉並区職員の旅費に関する条例（昭和50年杉並区条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける者の旅費相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。ただし、旅行雑費の減額に関する規定は、適用しない。

4 略

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第47号

杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

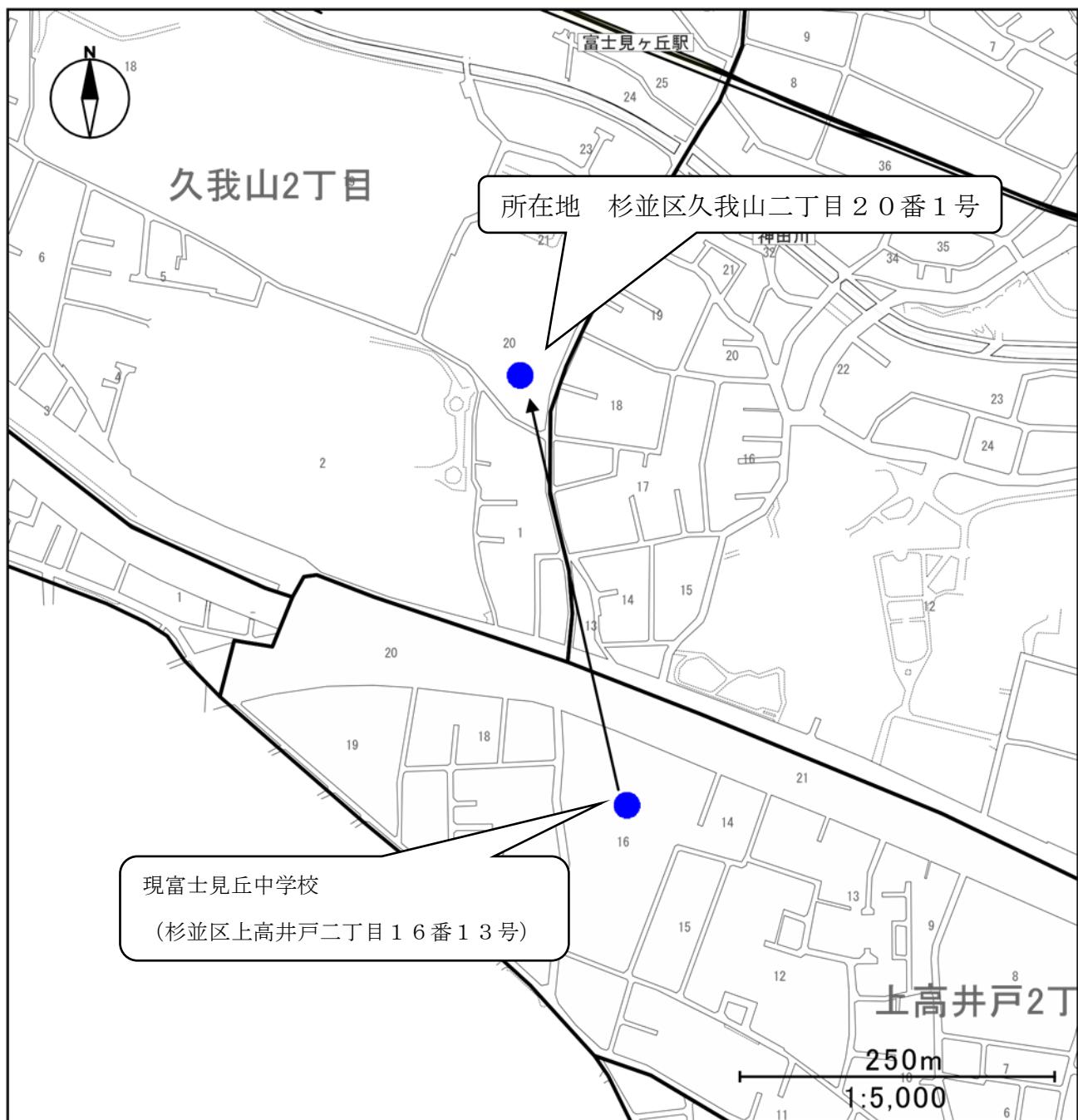
別表の2の項中「杉並区上高井戸二丁目16番13号」を「杉並区久我山二丁目20番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

案 内 図

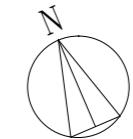
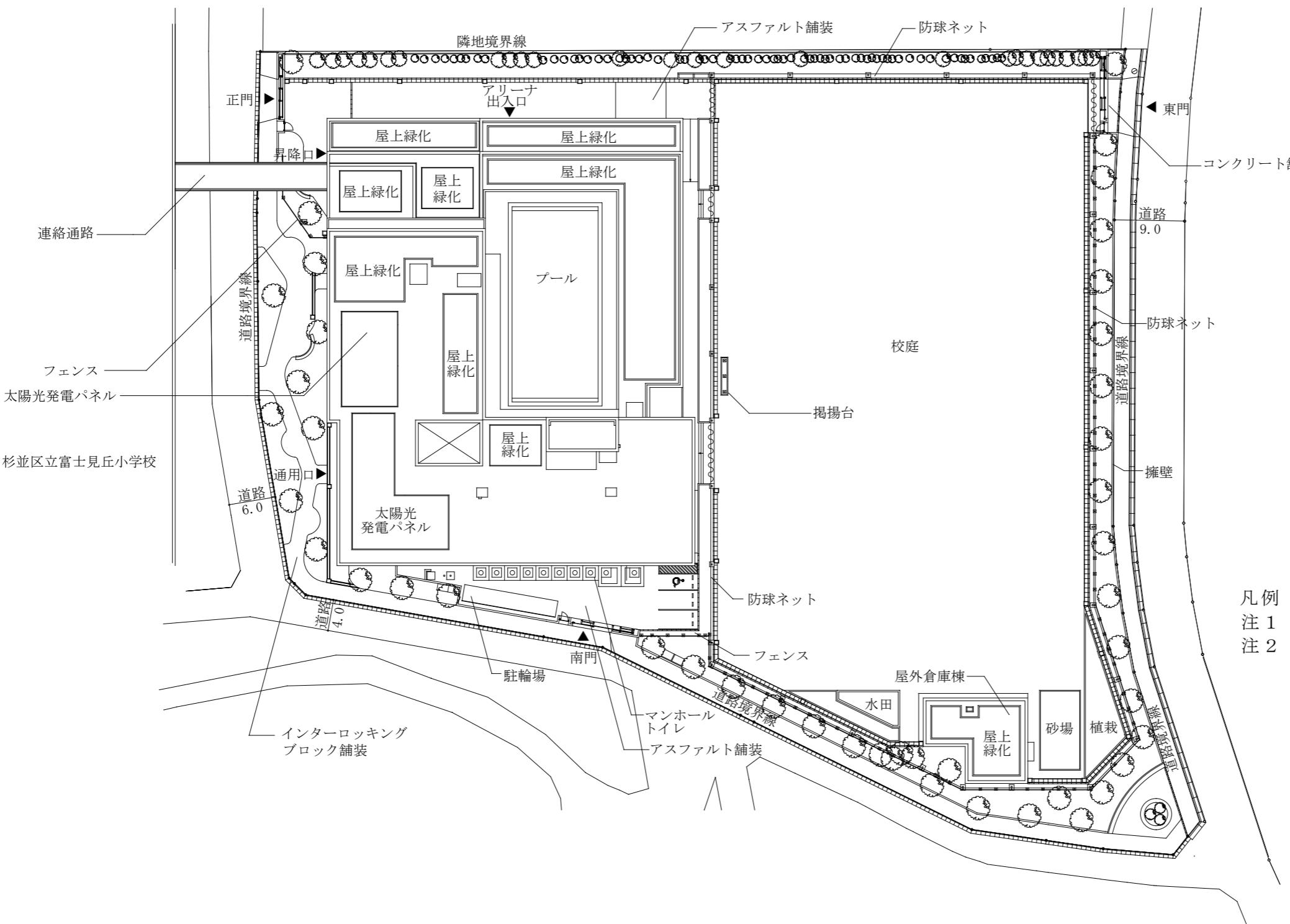
杉並区立富士見丘中学校



# 杉並区立富士見丘中学校 配置図

資料 2

構造	鉄筋コンクリート造、一部プレストレストコンクリート造 地上4階建て					
敷地面積	9,298.92m <sup>2</sup>					
建築面積	2,773.66m <sup>2</sup>					
延床面積	1階	2階	3階	4階	屋上	計
	2,439.18m <sup>2</sup>	1,474.94m <sup>2</sup>	1,277.41m <sup>2</sup>	1,220.25m <sup>2</sup>	37.52m <sup>2</sup>	6,449.30m <sup>2</sup>



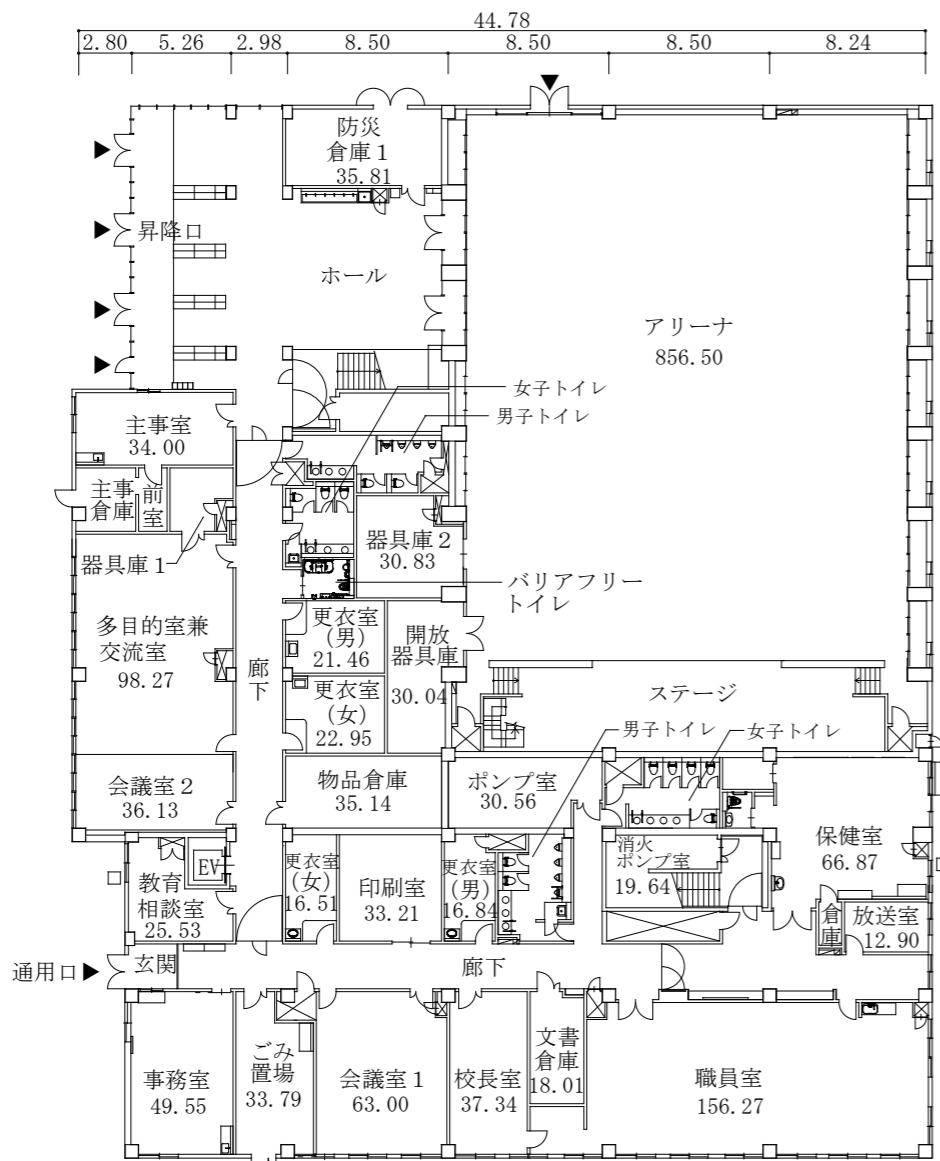
S = 1 / 600

凡例

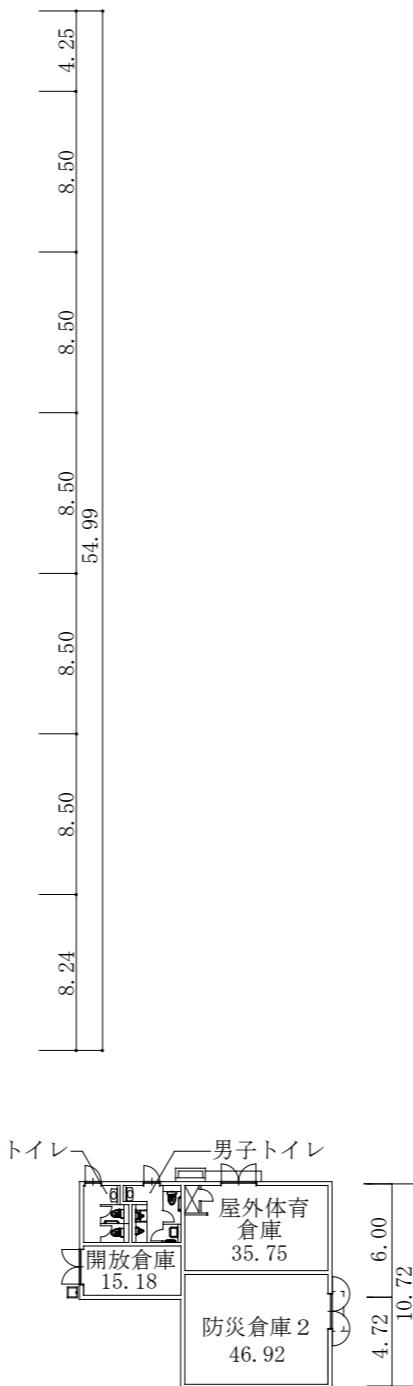
→は、階段又はスロープの上がり方向を示す。  
寸法の単位は、mとする。

# 杉並区立富士見丘中学校 平面図

資料 3



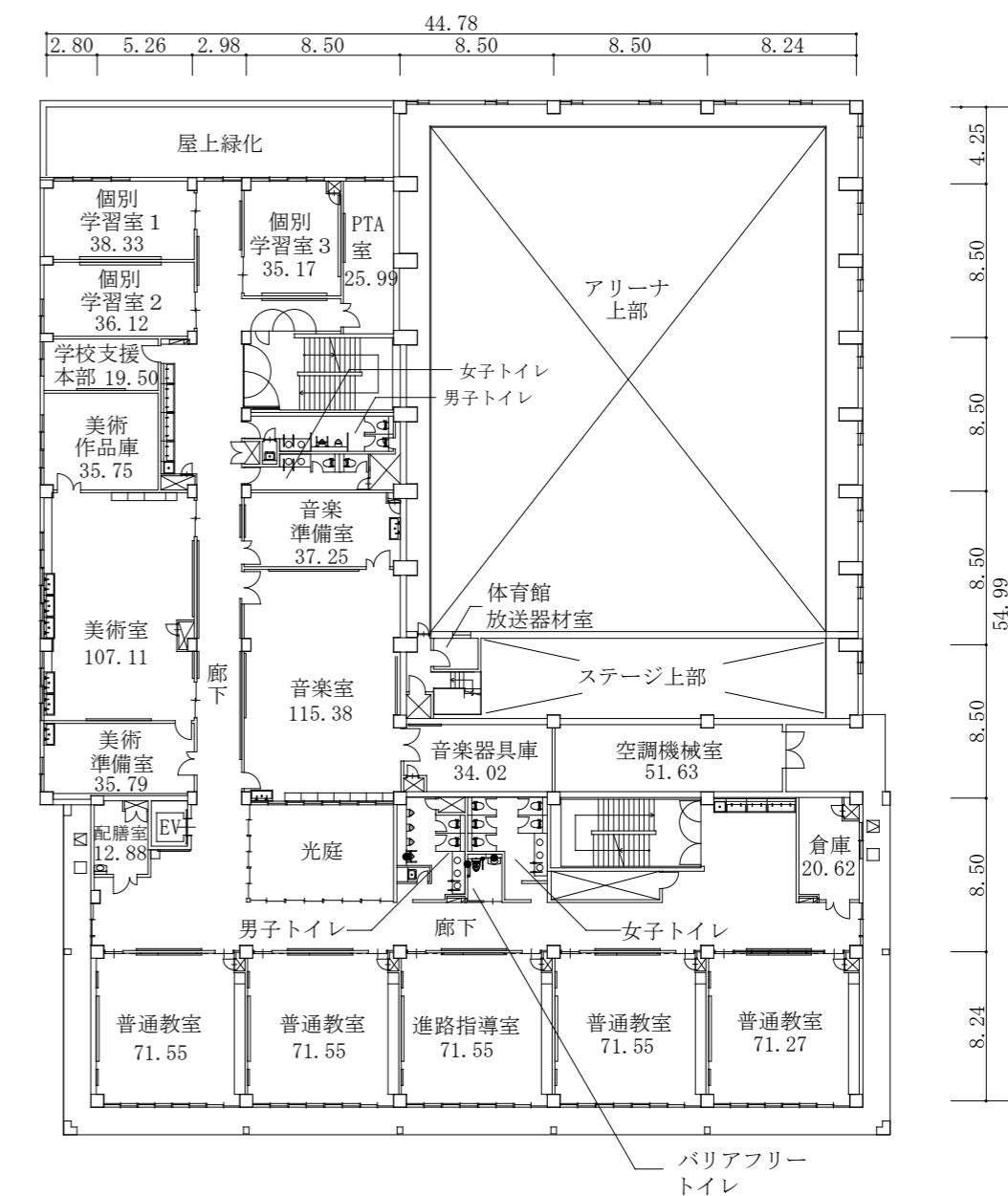
1階平面図



屋外倉庫棟  
1階平面図

5.35 7.80  
13.15 10.72

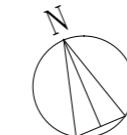
屋外倉庫棟  
1階平面図



2階平面図

凡例

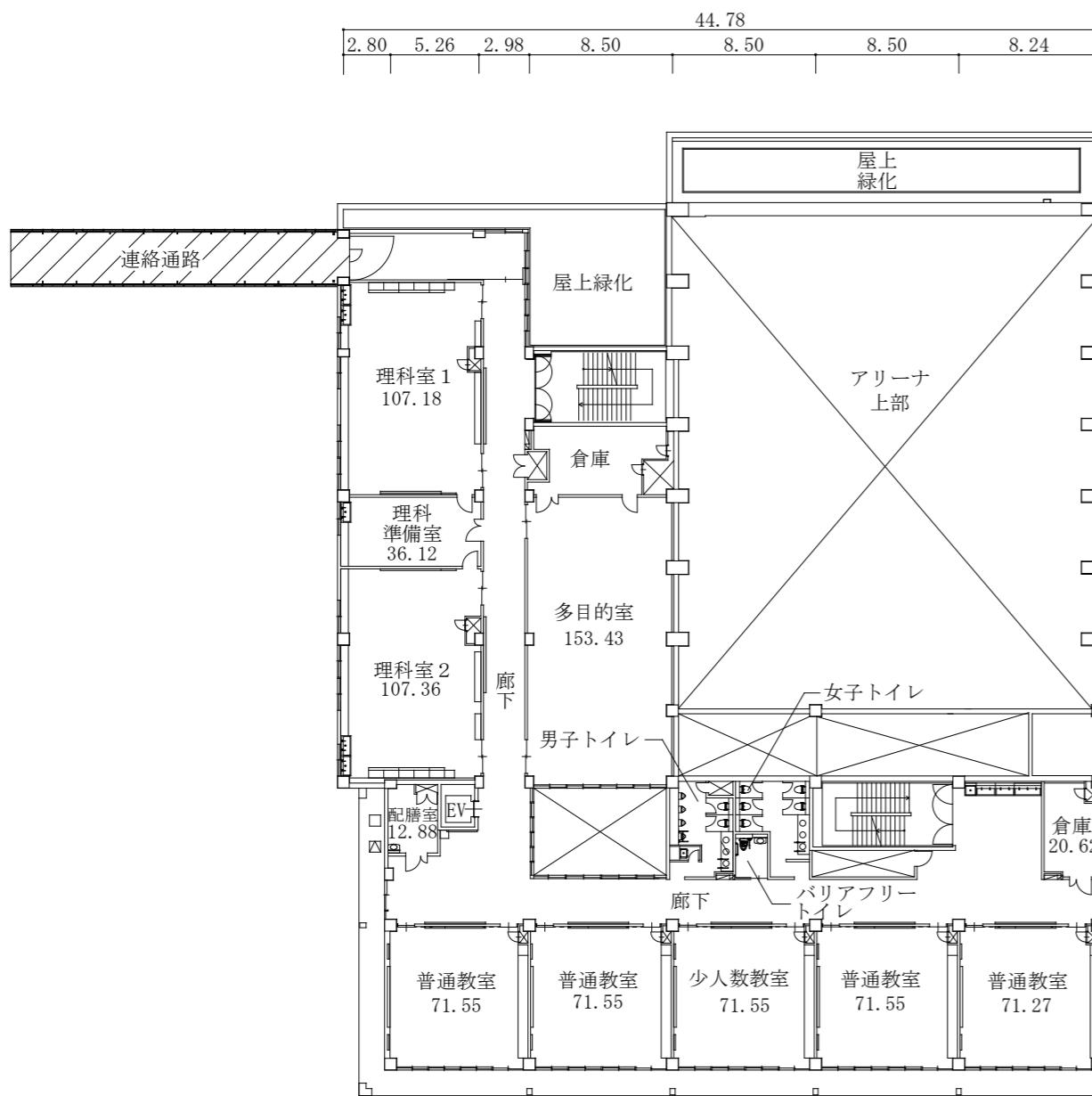
- 注 1 ▲は、主要出入口を示す。
- 注 2 △は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
- 注 3 →は、階段の上がり方向を示す。
- 注 4 寸法の単位は、mとする。
- 注 5 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。



S = 1 / 400

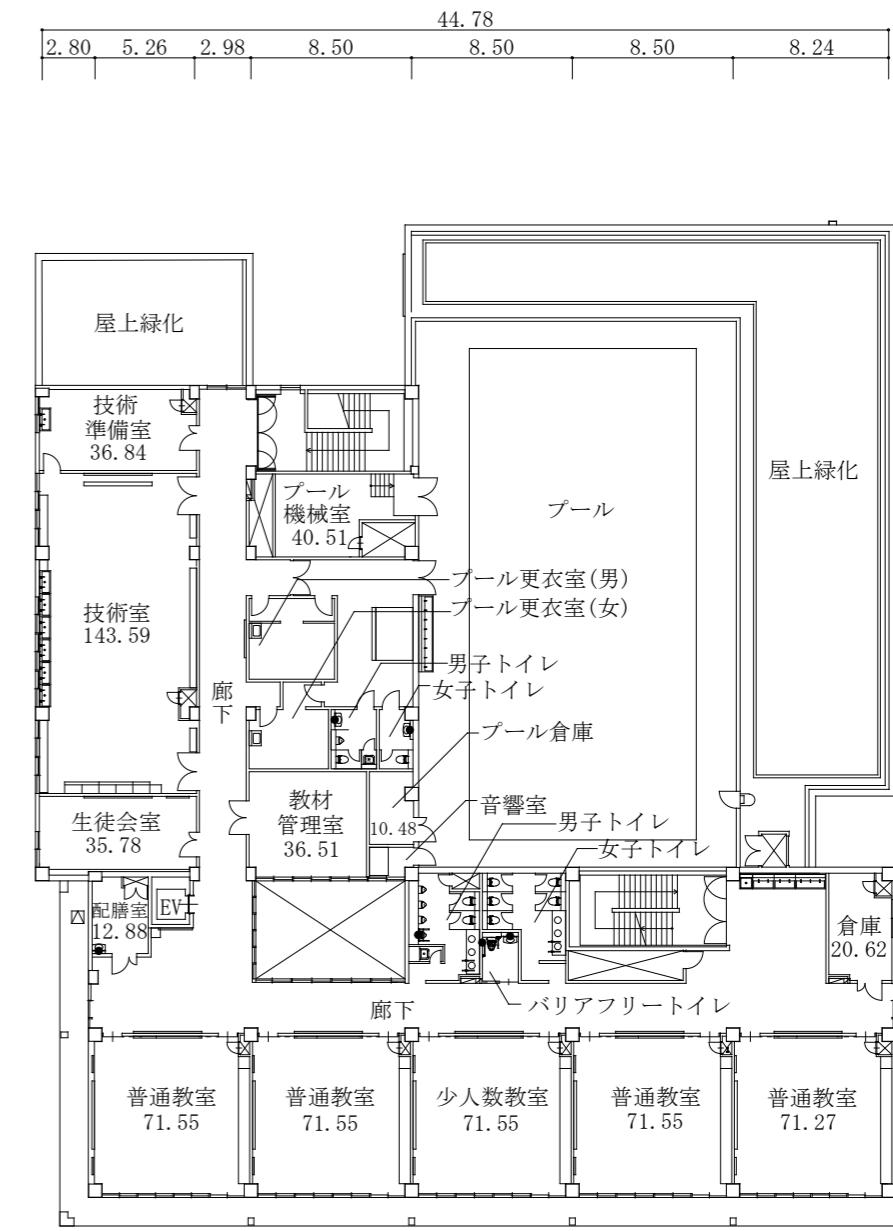
# 杉並区立富士見丘中学校 平面図

資料 4



3階平面図

8.24 8.50 8.50 8.50 8.50 8.50 54.99 4.25



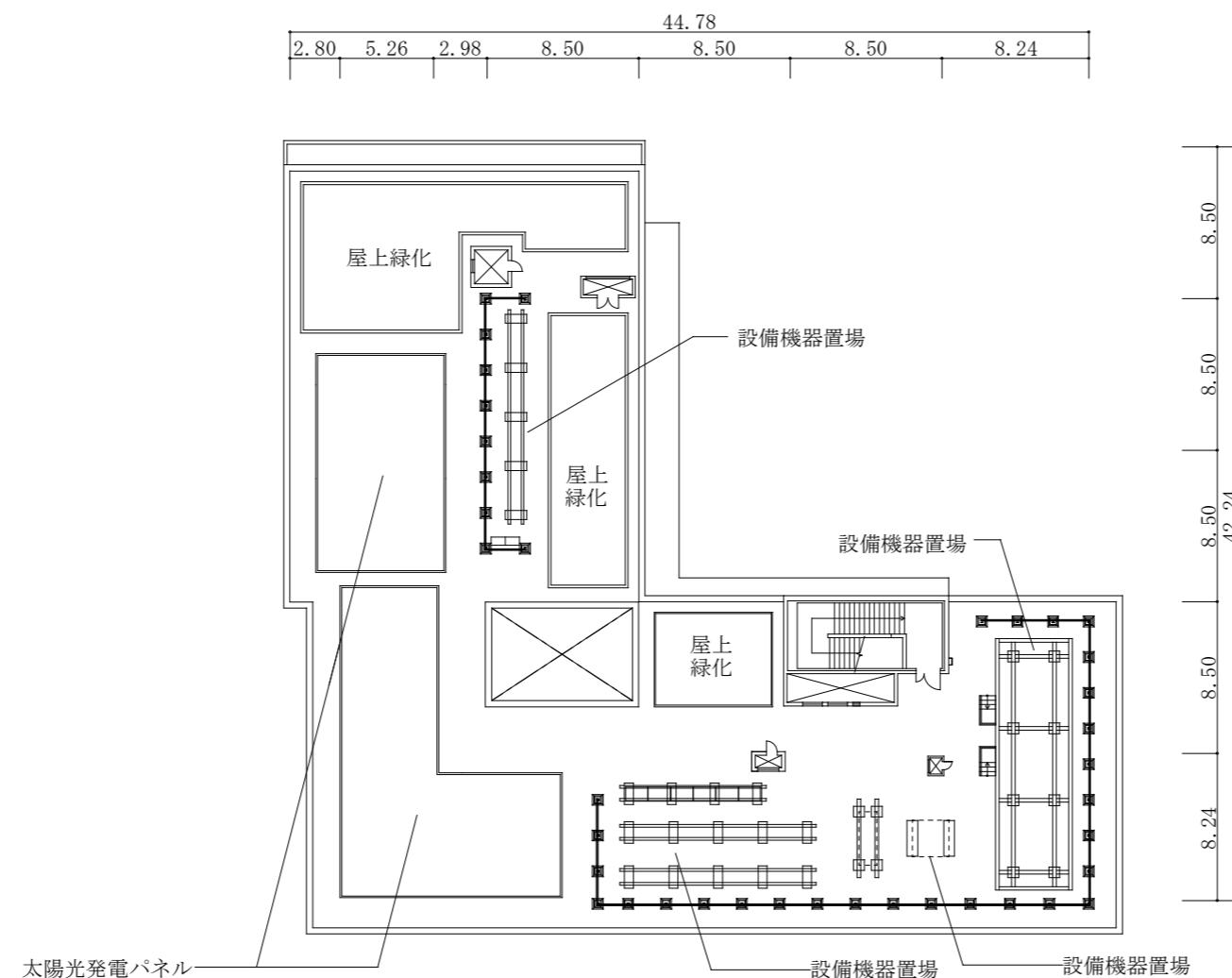
4階平面図

凡例  
 注 1 は、パイプスペース又は吹抜けを示す。  
 注 2 は、階段の上がり方向を示す。  
 注 3 寸法の単位は、mとする。  
 注 4 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。  
 S = 1 / 400

: 杉並区立富士見丘中学校  
 : 杉並区立富士見丘小学校

杉並区立富士見丘中学校 平面図

資料 5



屋上平面図



S = 1 / 4 0 0

凡例

- 注 1 は、パイプスペース又は吹抜けを示す。
- 注 2 は、階段の上がり方向を示す。
- 注 3 寸法の単位は、mとする。

## 杉並区立富士見丘中学校 透視図



実施設計時に作成

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

### 杉並区条例第48号

#### 杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区体育施設等に関する条例（昭和32年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート	杉並区下高井戸二丁目28番23号
----------------------	------------------

別表第4（4）に次のように加える。

下高井戸おおぞら公園 スポーツコート	2時間当たり	全面	4, 200円
		半面	2, 100円
		1／3面	1, 400円

別表第4中（14）を（15）とし、（8）から（13）までを（9）から（14）までとし、（7）の次に次のように加える。

#### （8）多目的ルーム

施設区分	使用区分				利用料金
下高井戸おおぞら公園 スポーツコート	体育使用	一般	1人、1回当たり	小人 (小・ 中学生)	100円
				大人	200円
	貸切り	2時間当たり	全面		1, 500円
	集会使用	貸切り	1時間当たり	全面	1, 100円

別表第4付記4中「(14)」を「(15)」に改め、同表付記4ただし書中「同表(9)」を「同表(10)」に改め、同表付記5中「(8)まで及び(12)」を「(9)まで及び(13)」に改め、同表付記6中「(11)及び(12)」を「(12)及び(13)」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第4(4)及び(8)に規定する下高井戸おおぞら公園スポーツコート（以下「下高井戸おおぞら公園スポーツコート」という。）の使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 施行日前に区長に対して行われた下高井戸おおぞら公園スポーツコートの使用の申請その他の行為又は区長が行った下高井戸おおぞら公園スポーツコートの使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

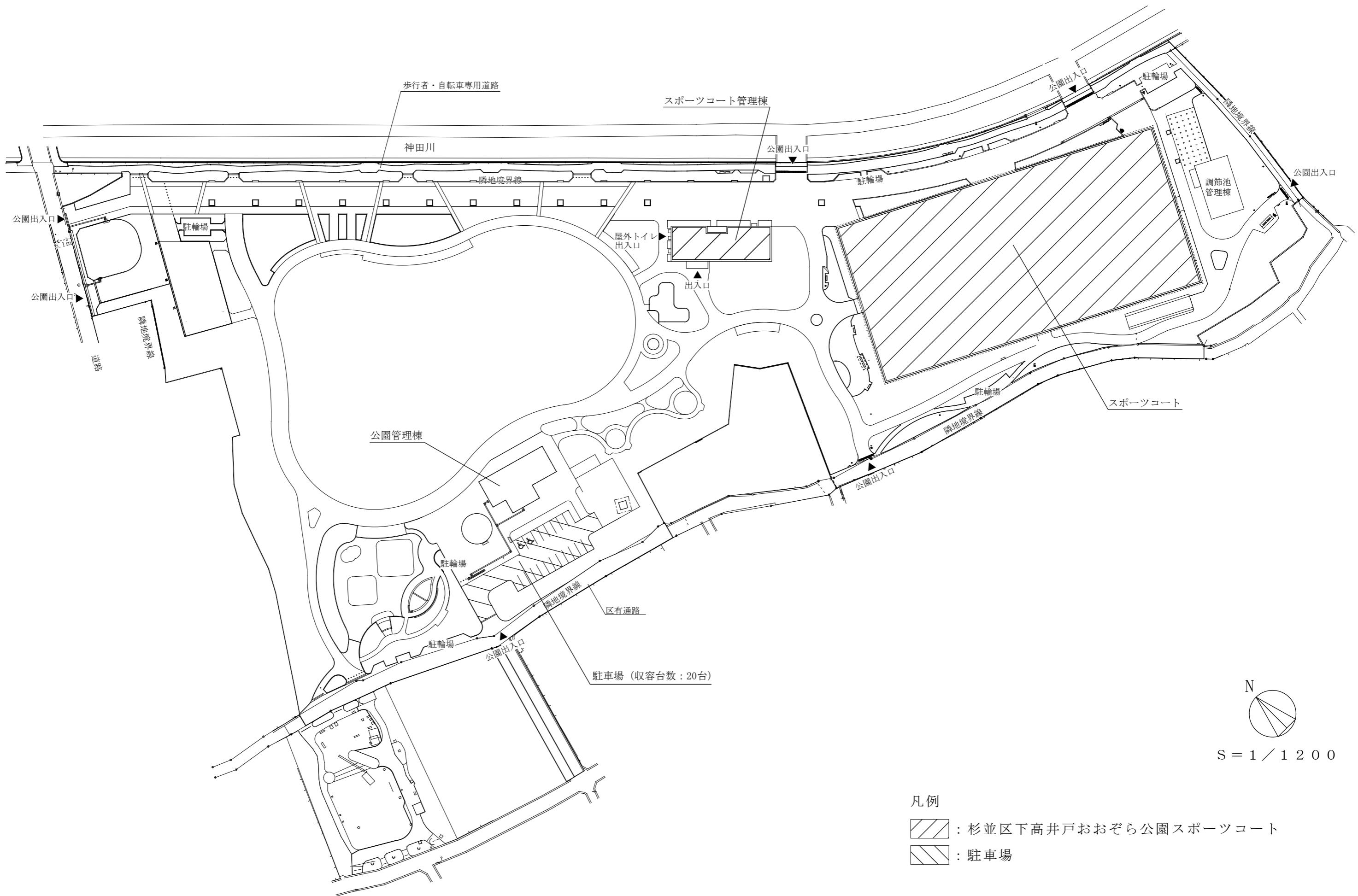
## 案 内 図

### 杉並区立下高井戸おおぞら公園



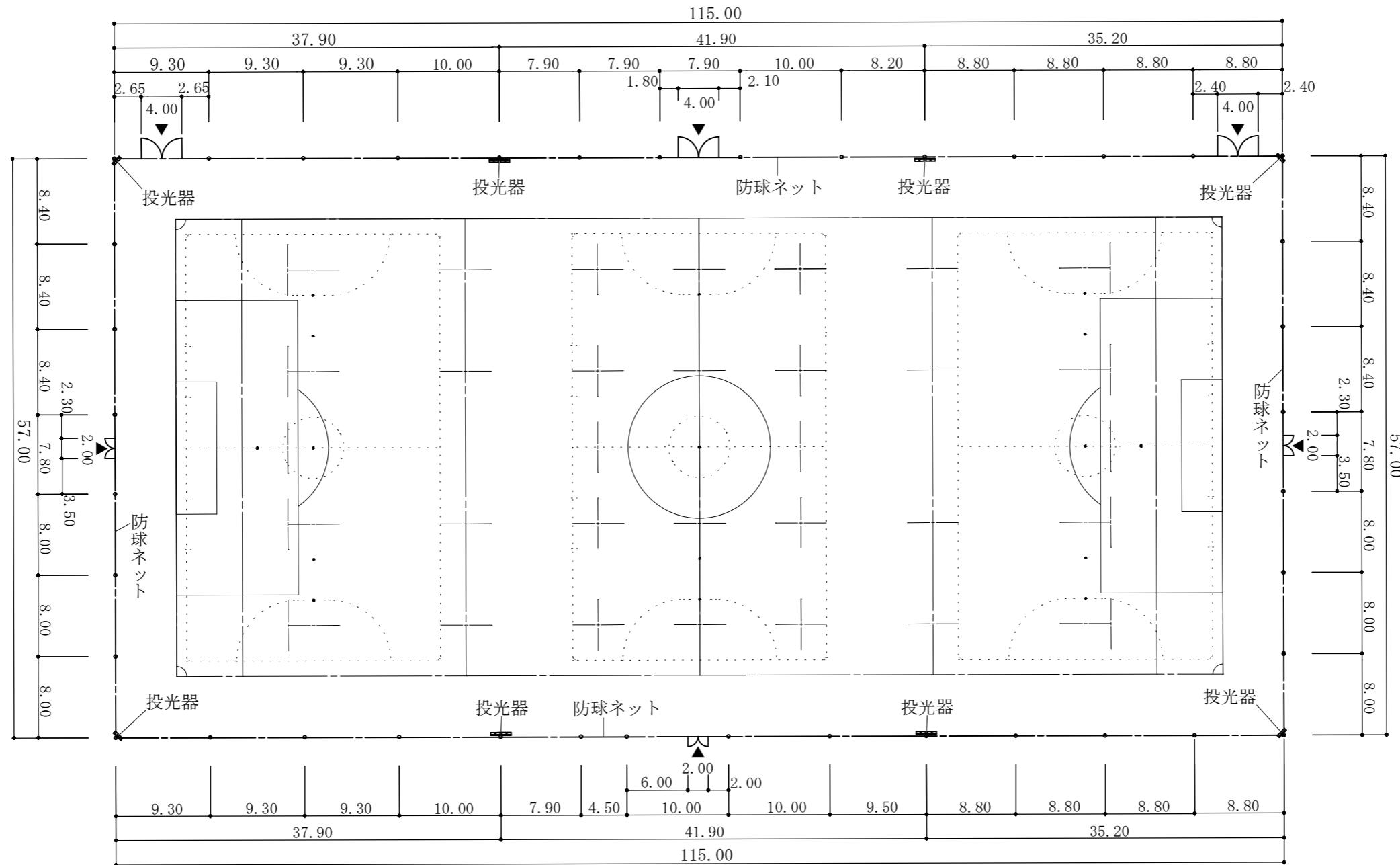
# 杉並区立下高井戸おおぞら公園 配置図

資料 2



杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート 平面図

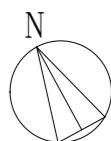
資料 3



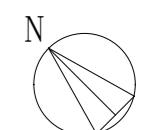
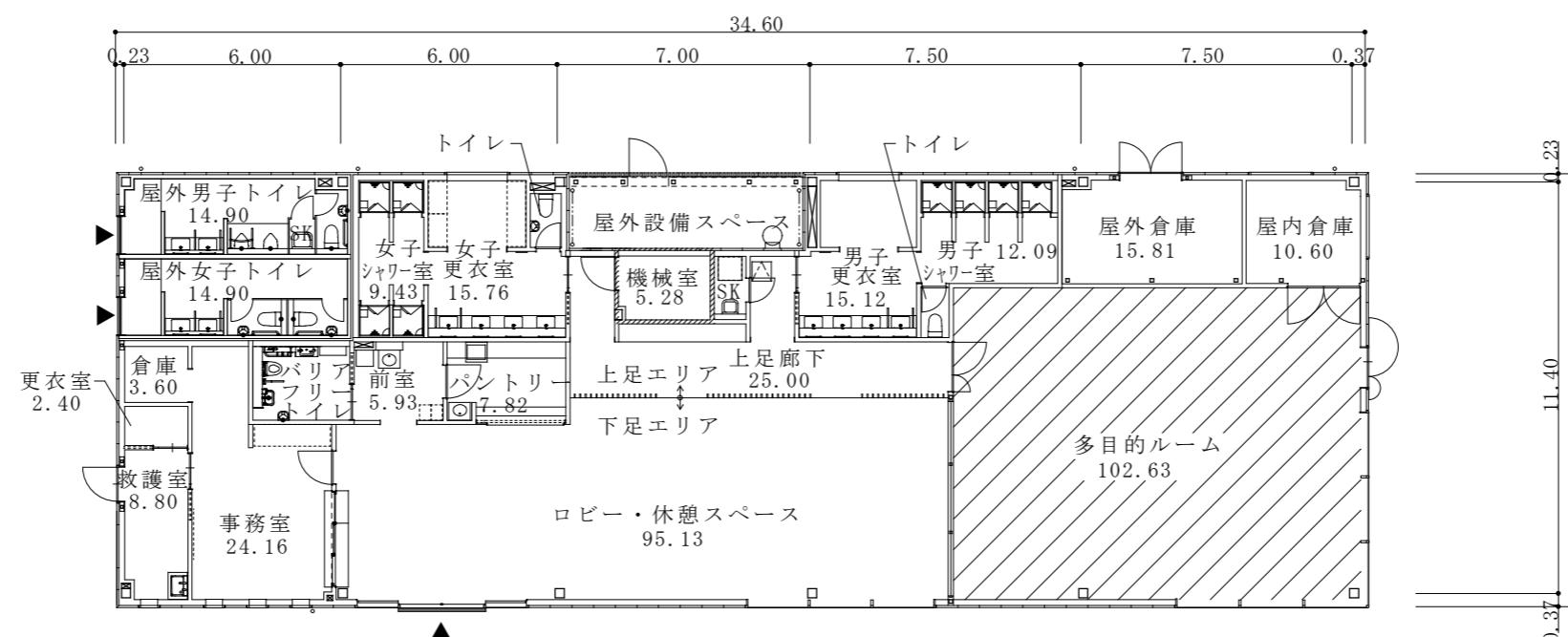
凡例

注1 ▲は、出入口を示す。

注2 寸法の単位は、mとする。



S = 1 / 500



S = 1 / 200

## 凡例

- 注 1 ▲は、主要出入口を示す。  
 注 2 ▨は、パイプスペースを示す。  
 注 3 寸法の単位は、mとする。  
 注 4 各室の数字は、面積(m<sup>2</sup>)を示す。

杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート 透視図

スポーツコート



スポーツコート管理棟



実施設計時に作成

杉並区立公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

### 杉並区条例第49号

#### 杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和51年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金

#### 「(1) 茶室及び詩歌室

名称	利用料金		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	延長利用料金

改め、同表荻外荘公園和室1の項、荻外荘公園和室2の項及び荻外荘公園和室3の項を削り、同表付記1中「、角川庭園茶室又は荻外荘公園和室」を「又は角川庭園茶室」に改め、同表に次のように加える。

#### (2) 駐車場

名称	利用料金（1台につき）	
下高井戸おおぞら公園駐車場	3時間以内30分までごと	100円
	3時間を超え30分までごと	150円

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第6 荻外荘公園和室1の項、荻外荘公園和室2の項及び荻外荘公園和室3の項を削る改正規定並びに同表付記1の改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区議会個人情報の保護に関する条例を公布する。

令和7年12月10日

杉並区長 岸 本 聰 子

## 杉並区条例第50号

### 杉並区議会個人情報の保護に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル等（第17条・第18条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第19条—第31条）

第2節 訂正（第32条—第39条）

第3節 利用停止（第40条—第46条）

第4節 審査請求（第47条—第49条）

第5章 雜則（第50条—第55条）

第6章 罰則（第56条—第60条）

#### 附則

第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、杉並区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは

電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議会の議長（以下「議長」という。）が定めるものをいう。

（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

（2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合

物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、

個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人

の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

3 議長は、保有個人情報に係る業務の処理を外部に委託するときは、議長が定める事項を記録しておかなければならない。

4 議長は、保有個人情報に係る業務について、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の役務の提供を受けるときは、議長が定める事項を記録しておかなければならない。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第56条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員若しくは農業委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第40条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作

		成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第40条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

6 議長は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は議会以外のものへ提供したときは、議長が定める事項を記録しておかなければならない。  
(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。  
(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第52条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個

人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。  
(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル等

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号力において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第40条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第32条第1項ただし書又は第40条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
    - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
    - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
    - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報をのみを記録する個人情報ファイル
    - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
    - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル  
キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める  
個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報  
の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項  
目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報  
ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若し  
くは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル  
を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性  
質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認め  
るときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファ  
イルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(業務の登録等)

第18条 議長は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を保有するときは、  
次に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録の内容
- (4) 対象となる個人の範囲
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、  
又は修正しなければならない。

3 議長は、個人情報登録簿を閲覧に供するとともに、公表しなければならない。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とす

る保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と

照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することに

より、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不适当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不适当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不适当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示して

も、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長とともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第48条第2項第3号及び第49条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第48条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### （開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

#### （他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示

をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料等)

第31条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とする。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

(訂正請求の手続)

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第35条 訂正請求に対し、当該訂正請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

(訂正請求に対する措置)

第36条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第37条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第38条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が

ともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第39条 議長は、第36条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第40条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第41条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利

用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第42条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第43条 利用停止請求に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用停止請求を拒否することができる。

（利用停止請求に対する措置）

第44条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第45条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から20日以内にしなければならない。ただし、第41条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第46条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間（同条第2項の規定により期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）については、同法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第48条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、杉並区情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が

提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮詢した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第49条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雜則

（適用除外）

第50条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する文書、図画又は電磁的記録に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第51条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第52条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第53条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（運用状況の公表）

第54条 議長は、この条例の運用状況について、毎年公表するものとする。

（委任）

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第56条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第57条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 前3条の規定は、区の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第60条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 杉並区議会情報公開条例（平成12年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「杉並区議会情報公開推進委員会」を「杉並区情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の杉並区議会情報公開条例の規定による処分（同条例第6条の規定による公開の請求に係る不作為を含む。）についての審査請求があった場合の同条例第15条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 杉並区情報公開・個人情報保護審査会条例（昭和61年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項に次の2号を加える。

- (3) 杉並区議会情報公開条例（平成12年杉並区条例第1号）第15条の規定による諮問
- (4) 杉並区議会個人情報の保護に関する条例（令和7年杉並区条例第50号）第48条第1項の規定による諮問

第2条第2号中「公開決定等」の次に「並びに杉並区議会情報公開条例第11条第3項に規定する公開決定等並びに杉並区議会個人情報の保護に関する条例第26条第1項に規定する開示決定等、同条例第37条第1項に規定する訂正決定等及び同条例第45条第1項に規定する利用停止決定等」を加え、同条第3号中「規定する情報」の次に「並びに杉並区議会情報公開条例第2条第1号に規定する情報及び杉並区議会個人情報の保護に関する条例第2条第4項に規定する保有個人情報」を加える。

第7条第1項中「実施機関」の次に「又は議会の議長（以下「実施機関等」と

いう。）」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「実施機関」を「実施機関等」に改める。

5 杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和61年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人情報保護条例」という。）」の次に「並びに杉並区議会個人情報の保護に関する条例（令和7年杉並区条例第50号。以下「議会個人情報保護条例」という。）」を加える。

第2条第1項中「された事項」の次に「並びに議会個人情報保護条例の規定により議長がその意見を聞くこととされた事項」を、「、区長」の次に「又は議長」を加える。